)

(文 化 財 課)

20

20



# 島根県幸

平成22年5月11日 (火)

第 2,186 号 (毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

#### 目 次

## 【告 示】

平成22年3月26日付け島根県報号外第46号中

平成12年3月28日付け島根県報第1,149号中

消費生活用製品安全法第41条第4項の規定による身分証明書の様式	(環:	境生	活	総務	(課)	2
特定商取引に関する法律第66条第7項の規定による身分証明書の様式	(		IJ		)	4
家庭用品品質表示法第19条第3項の規定による身分証明書の様式	(		IJ		)	6
不当景品類及び不当表示防止法第9条第3項の規定による身分証明書の様式	(		IJ		)	8
土地改良区の定款変更の認可	(農	村	整	備	課)	10
保安林予定森林	(森	林	整	備	課)	10
保安林の指定	(		"		)	10
内水面における遊漁規則の変更の認可 (2件)	(水		産		課)	11
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	(建	築	住	宅	課)	16
[公 告]						
平成22年度危険物取扱者保安講習の実施	(消	防	防	災	課)	16
平成22年度登録販売者試験の実施	(薬	事	衛	生	課)	17
平成22年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習	(建	築	住	宅	課)	19
病院局告示】						
島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料						19
の額の一部改正						
【正 誤】						
平成10年5月15日付け島根県報第957号中	(道	路	維	持	課)	20

告示

## 島根県告示第338号

消費生活用製品安全法 (昭和48年法律第31号) 第41条第4項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成22年5月11日から施行する。

消費生活用製品安全法第41条第3項の規定による身分証明書の様式(平成21年島根県告示第131号)は、廃止する。 平成22年5月11日

第 号

消費生活用製品安全法第41条第4項の規定による



年 月 日生年 月 日交付

島根県知事

印

(裏 面)

## 消費生活用製品安全法抜すい

(立入検査)

第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### 2 · 3 (略)

4 前3項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

#### 5~11 (略)

12 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (都道府県が処理する事務)

第55条 次条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

 $(1)\sim(7)$  (略)

- (8) 第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (9) (略)

消費生活用製品安全法施行令抜すい

## (都道府県が処理する事務)

第14条 法第40条第1項、第41条第1項及び第42条第1項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であっ

て特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗 又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行う ことを妨げない。

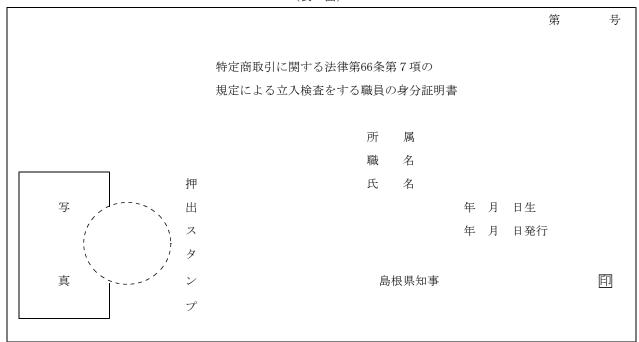
2 · 3 (略)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

#### 島根県告示第339号

特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第66条第7項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成 22年5月11日から施行する。

特定商取引に関する法律第66条第7項の規定による身分証明書の様式(平成21年島根県告示第134号)は、廃止する。 平成22年5月11日



(裏 面)

#### 特定商取引に関する法律抜すい

- 第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者(以下この条において「販売業者等」という。)に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。)に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## $3 \sim 5$ (略)

- 6 第1項から第3項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託 事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第2項 及び第3項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール 広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。
- 7 第1項若しくは第2項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第5項の規定により立 入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 8 第1項若しくは第2項(これらの規定を第6項において準用する場合を含む。)又は第5項の規定による 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

#### $(1)\sim(9)$ [略]

(10) 第66条第1項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(11) 第66条第2項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規 定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若し くは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 特定商取引に関する法律施行令抜すい

- 第19条 法第7条、第8条、第38条、第39条、第46条、第47条、第56条及び第57条に規定する主務大臣の権限 に属する事務並びにその事務に係る法第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第 52条の2、第54条の2並びに第66条第1項から第3項まで(同条第6項において準用する場合を含む。)及 び第4項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事 業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務(連鎖販売取引電子メー ル広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)に係 るものは、都道府県知事が行うこととする。(ただし書 略)
- 2 法第14条及び第15条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第12条の2並びに第66条第1項から第3項まで(同条第6項において準用する場合を含む。)及び第4項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告(通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。)がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。(ただし書略)
- 3 法第22条及び第23条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第21条の2及び第66 条第1項から第3項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の電話勧 誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこ ととする。(ただし書 略)

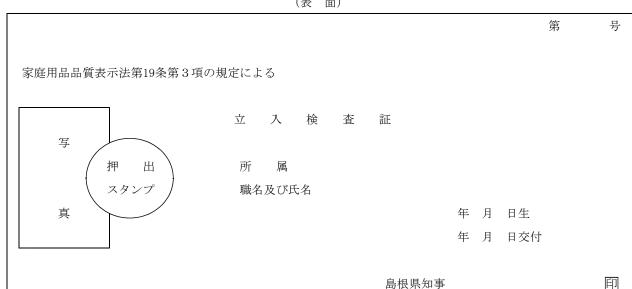
 $4 \sim 8$  (略)

備考用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

#### 島根県告示第340号

家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第19条第3項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成22年5月11日から施行する。

家庭用品品質表示法第19条第2項の規定による身分証明書の様式(平成12年島根県告示第265号)は、廃止する。 平成22年5月11日



(裏 面)

## 家庭用品品質表示法抜すい

(報告及び立入検査)

#### 第19条 (略)

- 2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者(卸売業 者を除く。)から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しく は倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければな らない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな
- 5 (略)

## (都道府県が処理する事務)

第24条 前条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する経済産業大臣の権限 に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第19条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関 し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

家庭用品品質表示法施行令抜すい

(都道府県が処理する事務)

## 第4条 (略)

2 長官権限に属する事務のうち、法第19条第2項の規定に基づく立入検査に関する事務であつて、販売業者 (卸売業者を除く。)に関するものは、その店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知 事が行うこととする。ただし、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

 $3 \sim 5$  (略)

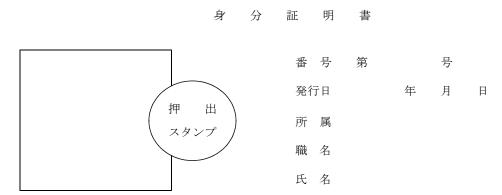
備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

#### 島根県告示第341号

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条第3項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成22年5月11日から施行する。

不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の規定による身分証明書の様式(平成17年島根県告示第1,222号)は、廃止する。

平成22年5月11日



上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

島根県知事

印

(裏 面)

## 不当景品類及び不当表示防止法抜すい

(報告の徴収及び立入検査等)

#### 第9条 (略)

- 2 都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第17条 第9条第2項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。
  - (1) (略)
  - (2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑
- 2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、 次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定 める罰金刑を科する。
  - (1) (略)

- (2) 第16条又は前条 各本条の罰金刑
- 3 (略)

備考 身分証明書の大きさは縦6センチメートル、横8.5センチメートルとし、はり付ける写真の大きさは縦3センチメートル、横3センチメートルとする。

#### 島根県告示第342号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平田斐伊川以北土地改良区の定款変更を平成22年4月27日付けで認可した。

平成22年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県告示第343号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成22年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 出雲市佐田町吉野字櫻木谷615-6、615-7
- 2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第344号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年5月11日

- 1 保安林の所在場所
  - 松江市島根町加賀字向田5755-1、5819
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第345号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成22年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁業権者の名称及び住所 神戸川漁業協同組合 出雲市下古志町1655-3
- 2 漁業権の免許番号内共第3号及び第4号
- 3 変更の内容

やまめ、ごぎの特設漁場の廃止

(変更前)

第7条 第2条第1項に揚げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所に おいて納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。

但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

通	魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ(あまご、降海型や
常		まめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)、もくずがに
漁	漁具漁法	竿釣、手釣、たも網
場	料金	1日…1,500円 1年…7,000円
特	場所	飯南町神田川合流点から位出谷川合流点までの頓原川及び位出谷
設		川第1号堰堤より下流の位出谷川
漁	魚種	やまめ(あまご、降海型やまめ・あまご含む)、ごぎ (いわな
場		含む)
	漁具漁法	<b></b>
	料金	1 日…2,000円

2. (略)

別記様式

(1) 遊漁承認証

	神漁No.	号		神漁No.	号
遊漁承認証			特設漁場遊漁承認証		
下記の通り遊漁を承認します。			下記の通り遊漁を承認します。		

			記								記			
	遊	住所						遊	住所					
	漁	氏名						漁	氏名					
	者	年齢			才			者	年齢					才
	承認	期間 自至	年 月 年 月	日日				承	認期間	自至	年年	月月	日日	
<u>余</u>	種						1	<u>A</u>	種					
<u>漁</u>	具漁法						Ì	魚具漁	法					
遊	遊漁料			ì	佐漁料						_円			
	神戸川漁業協同組合 ®				神	戸川漁	業協同	引組合	<b>合</b>	Đ				

(変更後)

第7条 第2条第1項に揚げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所に おいて納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。

但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

通	魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ(あまご、降海型や
常		まめ・あまご含む)、ごぎ (いわな含む)、もくずがに
漁	漁具漁法	竿釣、手釣、たも網
場	料金	1日…1,500円 1年…7,000円
(削	(削除)	(削除)
除)		
	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)

2. (略)

別記様式

(1) 遊漁承認証

				神漁No.	号	(削除)
	遊漁承認証					
下	記の通	り遊漁を承	く認します。			
			記			
	遊	住所				
	漁	氏名				
	者	年齢		才		
	承認	期間自	年 月 日	I		
		至	年 月 日	I		
魚	種					
漁	具漁法					
遊	遊漁料    円			円		
	神戸川漁業協同組合 📵					

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成22年4月27日

#### 島根県告示第346号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成22年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

神西湖漁業協同組合 出雲市神西沖町915-1

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

対象魚種の明記及び遊漁承認証の様式変更。その他、字句の修正。

(変更前)

(趣旨)

第1条 この規則は、神西湖漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権(以下「内共第5号」という。) にかかわる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕(以下 「遊漁」という。)についての制限事項を定めるものとする。

(遊漁の制限及び遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で投網等の漁具漁法によって遊漁しようとする者は竿釣、投網によるものとし、あらかじめ第6 条第1項の規定による遊漁対象水産動植物漁具漁法別遊漁料(以下「遊漁料」という。)を納付しなければならない。

(遊漁期間及び漁具漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	漁法	期間
こい、ふな、すずき	竿釣	
	投網	5月1日から12月31日まで

(体長制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	18cm
ふな	10cm
もくずがに	甲幅4cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条第1項に規定する遊漁料は次表のとおりとする。

漁具・漁法	期間	遊漁料
竿釣	1 目	300円
	1年	2,000円
投網	1 日	800円
	1年	6,000円

2. 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

小学生、未就学の幼児、肢体不自由者 無料

3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条遊漁料の納付を受けた時は、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊 漁者に交付するものとする。

別記様式(1)遊漁承認証

表

						No	٥.	
遊漁承認証								
下	記の通	り遊漁	を承認	します	<b>卜</b> 。			
			記					
	遊	住所						
	漁							
	者	氏名		(年	齢		)	
	承認	期間	(自)	年	月	日		
			(至)	年	月	日		
焦	種							
漁	具漁法							
遊	<b>控漁料</b>					F	3	
発行者								
	神西	湖漁業	協同組	合				

(変更後)

(趣旨)

第1条 この規則は、神西湖漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権(以下 「内共第5号」という。)にかかわる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている 水産動植物(こい、ふな、うなぎ、すずき、えび及びもくずがに)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制 限事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で投網等の漁具漁法によって遊漁しようとする者は竿釣、投網によるものとし、あらかじめ第5 条に規定する漁具漁法別遊漁料(以下「遊漁料」という。)を組合に納付し、承認を受けなければならない。

(遊漁期間及び漁具漁法の制限)

第3条 次の表に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	漁法	期間
こい、ふな、すずき	竿釣	1月1日から12月31日まで
	投網	5月1日から12月31日まで

(体長制限)

第4条 次の表に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	18cm
ふな	10cm
もくずがに	甲幅4cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条に規定する遊漁料は次表のとおりとする。

漁具・漁法	期間	遊漁料
竿釣	1 目	300円
	1年	2,000円
投網	1 日	800円
	1年	6,000円

2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず以下のとおりとする。

小学生、未就学の幼児、肢体不自由者無料

3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を 遊漁者に交付するものとする。

別記様式(1)遊漁承認証

表

						No	ο.	
遊漁承認証								
下	記の通	り遊漁	を承認	します	广。			
			記					
	遊	住所						
	漁							
	者	氏名		(年	齢		)	
			(自)	年	月	日		
	承認	期間						
			(至)	年	月	目		
焦	種							
漁	具漁法							
遊	注漁料					Р	3	
発行	発行者							
	出雲市神西沖町915-1							
	神西湖漁業協同組合							
	TEL	(0853)	43-20	644				

亩

遊漁中は、下記の事項を守って下さい。

- 1. 遊漁承認証を携帯する。
- 2. 各漁法の期間を厳守する。

漁法	期間
----	----

竿釣	1月1日から12月31日
こい、ふな、すずき	5月1日から12月31日
を対象とする投網	

3. 以下に掲げる全長以下のものを採捕しては ならない。

魚種	全長
こい	18cm
ふな	10cm
もくずがに	甲幅 4 cm

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成22年4月27日

## 島根県告示第347号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料(平成22年島根県告示第177号)の一部を次のように改正し、平成22年7月1日から施行する。

平成22年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

	Γ			
表益田市の項中	久城団地		1,470円	を
			(525円)	-2
				⅃
Γ				
久城団地		1,470円	に改める。	
			1	

<u>公</u> 告

消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23の規定により、平成22年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。 平成22年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 講習の対象者

- (1) 平成21年4月1日以降に危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった危険物取扱者(平成20年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。)
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危 険物取扱者

## 2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 講習科目及び時間

#### (1) 2(1)に該当する者

科目	時間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで

#### (2) 2(2)に該当する者

科目	時間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで(隠岐会場に限る。)
	13時00分から14時00分まで(隠岐会場を除く。)
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで(隠岐会場に限る。)
	14時00分から16時00分まで(隠岐会場を除く。)

## 4 講習実施日及び会場等

月 日	開催地	会場
6月23日 (水)	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7月8日 (木)	松江市	プラバホール
7月16日 (金)	出雲市	出雲市民会館
8月5日 (木)	益田市	ジャストホール
8月6日 (金)	浜田市	いわみーる
9月2日 (木)	安来市	島根東部地域職業訓練センター
9月17日 (金)	雲南市	三刀屋町文化体育館アスパル
10月26日 (火)	大田市	あすてらす
11月18日 (木)	松江市	くにびきメッセ

## 5 受講申請

## (1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター 各事務所

## (2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書○○枚在中」と朱書すること。

## (3) 申請期限

各講習実施日の10日前

## (4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けること。

#### 6 問合せ先

〒690-8501 松江市殿町1 島根県庁7階

島根県危険物保安協会連合会

電話0852-22-6752

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成22年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)第159条の4第2項及び登録販売者試験規程(平成20年島根県告示第276号)第6条の規定により公告する。

平成22年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 試験日時

平成22年8月17日 (火) 午前10時から午後3時30分まで

#### 2 試験場所

- (1) 松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 松江市西川津町1060番地 島根大学
- (2) 浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎
- 3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

#### 4 試験願書の請求先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に請求すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課(〒690-0887松江市殿町128番地)に請求すること。 なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験顧書請求」と朱書し、140円切手をはった、あて先明記の返 信用封筒を同封すること。

#### 5 提出書類

- (1) 試験願書(登録販売者試験規程様式第1号によること。)正副2通
- (2) 写真(出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの)を、受験票(登録販売者試験規程様式第3号によること。)にはり付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通
- (3) 次に掲げる受験資格を有することを証明するいずれかの書類(氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なる場合には、戸籍謄本又は抄本(発行後6月以内のもの)を添付すること。)1通
  - ア 規則第159条の5第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者にあっては、卒業証明書(原本)
  - イ 規則第159条の5第2項第4号に該当する者にあっては、卒業証明書(原本)及び実務経験(見込)証明書
  - ウ 規則第159条の5第2項第5号に該当する者にあっては、実務経験(見込)証明書
  - エ 規則第159条の5第2項第6号に該当する者にあっては、知識経験を証する書類

## 6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙を試験願書の正本にはり納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、現金又は株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替若しくは定額 小為替により納めることができること。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

#### 7 試験願書の受付期間

平成22年5月31日(月)から同年6月11日(金)まで

なお、郵送の場合は、6月11日付けの消印のあるものまでを有効とする。

## 8 試験願書等の提出先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に提出すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

#### 9 合格者の発表

平成22年9月28日 (火) に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

#### 10 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(電話0852 -22-5259)にすること。

平成22年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定(昭和56年島根県告示第526号)により指定した講習は次のとおりである。

平成22年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称、住所及び連絡先

社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
平成22年7月8日 (木)	午前9時50分から午後4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成22年7月16日 (金)	午前9時50分から午後4時10分まで	ホテル白鳥	松江市千鳥町20
平成23年1月14日(金)	午前9時50分から午後4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成23年1月21日(金)	午前9時50分から午後4時10分まで	ホテル宍道湖	松江市西嫁島2-10-16

## 3 受講料

11,000円

# 島根県病院局告示

## 島根県病院局告示第5号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額(平成19年島根県病院局告示第1号)の一部を次のように改正し、平成22年5月11日から施行する。

平成22年5月11日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン接種料

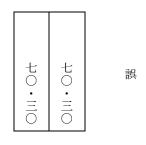
初診 1回につき 11,550円

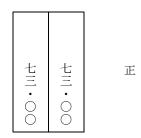
再診 1回につき 9,450円

正誤

平成10年5月15日付け島根県報第957号中に誤りがあったので、次のように訂正する。







平成22年3月26日付け島根県報号外第46号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
8	島根県告示第223号の表中	70. 30	73.00

平成12年3月28日付け島根県報第1,149号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
20	下段始めから13	上塩冶町	馬木町